

中核市移行後における関係実績報告書の提出先

1 産業廃棄物処理実績報告書

対象事業者：自らの事業活動により生じた廃棄物を処理するために、廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者

処理施設設置場所	提出先
盛岡市内に存する廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設	盛岡市（産業廃棄物対策室）
上記以外（盛岡市外）に存する廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設	岩手県（管轄振興局保健福祉環境部）

上記実績報告内容は、前年度実績（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）となります。

2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書

対象事業者：産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者

発生事業所	運搬先	提出先		備考
		岩手県	盛岡市	
盛岡市内	盛岡市内			岩手県の提出先 管轄振興局保健福祉環境部 盛岡市の提出先 盛岡市産業廃棄物対策室
	盛岡市を除く岩手県内			
	岩手県外			
盛岡市を除く岩手県内	盛岡市内			
	盛岡市を除く岩手県内			
	岩手県外			
岩手県外	盛岡市内			
	盛岡市を除く岩手県内			

上記実績報告内容は、前年度実績（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）となります。

3 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書

対象事業者：産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物処分業者

事業者区分	提出先
盛岡市内に存する産業廃棄物処理施設	盛岡市（産業廃棄物対策室）
上記以外（盛岡市を除く岩手県内）に存する産業廃棄物処理施設	岩手県（管轄振興局保健福祉環境部）

上記実績報告内容は、前年度実績（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）となります。